

「都市計画練馬城址公園の整備計画について(中間のまとめ)」に対する練馬区意見及び対応方針

内 容：中間のまとめや今後の整備や管理運営に対し、下記の意見、要望があった。

No.	ご 意 見	対 応 方 針
1	<p>【1 全般について】</p> <p>(1) 中間のまとめに対するパブリックコメントに寄せられた意見や要望を可能な限り反映させた整備計画とされたい。</p>	<p>いただいた多くのご意見への対応方針を付して審議会に示します。</p>
2	<p>(2) 令和2年6月19日付けで練馬区議会より都知事あてに提出した「都市計画練馬城址公園の事業化に関する意見書」、令和2年7月27日付けで区長より都知事あてに提出した「都市計画練馬城址公園の事業化に向けた要請書」および令和2年10月16日付けで練馬区議会にて全会一致で採択された「都市計画練馬城址公園の事業化に係る請願」について、東京都公園審議会において検討のうえ、願意を取り入れた整備計画とされたい。また、パブリックコメント以前に、区に寄せられ都へ伝達した区民・都民の意見についても、パブリックコメントと同様に取り扱われたい。</p>	<p>受領した意見書、要請書、請願につきましては、資料3-2のとおり対応方針を付して審議会に示します。</p> <p>また、貴区よりご連絡いただいた都民・区民の皆様のご意見については、パブリックコメントと同様に参考としております。</p>
3	<p>(3) 本公園が首都東京の防災機能強化に向け重点的に整備すべき公園に位置付けられた趣旨を踏まえ、避難場所の確保に加え防災拠点としての機能向上を具体的に明らかにする整備計画とされたい。</p>	<p>本計画では、「人々が迅速に避難でき、地域の防災機能の向上に繋がる拠点づくり」をコンセプトとしております。(4頁参照) 具体的な整備内容については、今後、基本設計等において、貴区や関係部署と調整しながら検討してまいります。</p>

4	<p>(4) 公園整備は長期間にわたり段階的に行われることから、社会状況の変化に伴う都民ニーズや技術革新の動向を踏まえ、必要に応じて整備計画を見直し、事業を進められたい。</p>	<p>都民ニーズや技術革新の動向等を踏まえながら、施設の整備箇所や内容について、具体的に検討してまいります。</p>
5	<p>(5) 練馬城址公園の都市計画区域に接する都市計画道路補助第133号線について、第四次事業化計画の優先整備路線に指定されている放射7号線から補助第172号線までの区間の早期事業化に向け、所管部門と調整を図られたい。また、公園区域の中央を流れる石神井川の所管部門と十分な調整を図られたい。</p>	<p>本区間は、石神井川と交差し高低差もあることから、現在、道路担当部署において、地形状況を踏まえ、道路の概略設計を実施しています。今後、準備が整い次第、補助第133号線の沿道の皆様にご理解をいただくため、事業概要及び測量の説明会等を行う予定としております。河川担当部署とも十分に調整を図りながら進めてまいります。</p>
6	<p>【2 テーマおよびコンセプトについて】</p> <p>(1) 計画区域が昭和から令和に至るまで、遊園地として都民に親しまれてきたことを表すため、「遊園地としまえん」と記載されたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、4頁の「室町時代の練馬城の築城、大正の遊園地「練馬城址豊島園」の開設から昭和・平成・令和と都民に親しまれた遊園地「としまえん」まで、長年にわたって人々でにぎわった土地の歴史・風土、緑豊かな自然を大切に、多様な主体が関わり、人々が交流しながら公園を創りあげていくという考えの下、本公園のテーマを設定する。」と下線のとおり追記しました。</p>
7	<p>(2) テーマの「多様な主体」について、町会自治会等の地域団体、商店会、区内事業者、農業者、NPO等、想定される具体的な主体を追記されたい。</p>	<p>テーマでは具体的な主体を包括的に表現し、「多様な主体」と表現しております。(4頁参照)</p> <p>コンセプト③の「農業等を生かした地域連携により」の「地域」という言葉には、地元町会や農業者、NPO等を含むものとして考えております。(4頁参照)</p> <p>4頁の「室町時代の練馬城の築城、大正の「練馬城址豊島園」の開設から昭和・平成・令和と都民に親しまれた「としまえん」まで、長年</p>

		<p>にわたって人々でにぎわった土地の歴史・風土、緑豊かな自然を大切にし、<u>公園利用者に加えて、地元町会等の地域団体やNPO等、多様な主体が関わり、人々が交流しながら公園を創りあげていく</u>という考えの下、本公園のテーマを設定する。」と下線のとおり追記しました。</p>
8	<p>(3) コンセプトがどのように公園全体の整備計画に盛り込まれているかを分かりやすく示すため、コンセプト①②③の機能を具体的に明らかにしたうえで、機能ごとに公園全体のイメージ図を付加されたい。</p>	<p>本計画のコンセプトは、「緑と水」、「広域防災拠点」、「にぎわい」の3つの機能に基づき、テーマを実現するための整備の方向性を示したものです。その3つの機能を発現するために必要な要素及び要素を具体化した施設（案）はゾーン毎に示しており（6～10頁参照）、公園全体のイメージ図として計画平面図を示しております。（11頁参照）ご意見を踏まえ、12頁に「計画平面図【最終段階（全面開園）・広域防災拠点としての機能・イメージ】」を追加しました。</p>
9	<p>(4) コンセプト①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「既存の樹林地」だけでなく既存樹木を可能な限り保全し、みどりの量的な底上げと質の向上を図ることを記載されたい。 	<p>「既存の樹林地や地形を生かしながら区域内の緑を増加」の「既存の樹林地」には、既存の樹木も含むものとして考えております。（4頁参照）</p> <p>ご意見を踏まえ、4頁の「<u>既存の樹木や地形を生かしながら区域内の緑を増加</u>」と下線のとおり修正しました。</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> ・「石神井川の並木道や散策路との連続的な水辺空間」について、計画区域に隣接する石神井川緑地との連続性や敷地内の湧水を活かした親水機能の発現等を記載されたい。 	<p>「石神井川沿いの並木道や散策路との連続的な水辺空間を創出」の「連続的な水辺空間」には、都市計画石神井川緑地との連続性を含むものとして考えております。（4頁参照）</p> <p>敷地内の井戸水を生かす内容として、7頁の「4. B エントランス交流ゾーン」、9頁の「4. D 人々を繋げ歴史を伝える文化ゾーン」、</p>

<p>11</p> <p>(5) コンセプト②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急給水、備蓄、帰宅困難者対策、消防水利、総合治水対策等、「防災施設の整備」について具体的な施設・機能を示されたい。 <p>12</p> <p>(6) コンセプト③について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民・都民が愛着を抱いているのは、遊園地「としまえん」であるため、その旨記載を加えられたい。 		<p>10 頁の「4. E にぎわいアクティビティゾーン」の【機能発現のための要素】「緑と水」において「井戸水を生かした水辺空間」と記載しております。</p> <p>具体的な施設、機能については、今後の基本設計等において、貴区や関係部署と調整しながら、検討してまいります。</p> <p>「遊園地「練馬城址豊島園」の開設等、土地の歴史的背景を生かす」の「遊園地「練馬城址豊島園」の開設等」には、「としまえん」が運営されてきた歴史も含まれております。</p> <p>ご意見を踏まえ、4 頁の「<u>「としまえん」</u>や「練馬城址豊島園」等、土地の歴史的背景を生かす」と下線のとおり追記しました。</p>
<p>13</p> <p>14</p> <p>15</p>	<p>【3 ゾーニングについて】</p> <p>(1) P.6「A 花のふれあいゾーン」の交流拠点は、「PR」だけでなく練馬産農産物や練馬産商品等の「販売」の拠点として記載されたい。</p> <p>(2) P.7「B エントランス交流ゾーン」の飲食施設は、帰宅困難者対策施設として活用できることとし、その旨記載されたい。</p> <p>(3) P.8「C 川辺の散策ゾーン」は、石神井川上流（令和2年6月30日開催東京都公園審議会資料P.9）を模した護岸整備により、より水辺に親しめる空間となるよう検討されたい。公</p>	<p>6 頁の「PR」には宣伝広告活動の一環として「農産物や商品等の販売」も含まれていると考えております。</p> <p>ご意見を踏まえ、7 頁の「<u>防災施設としても機能する飲食施設</u>」と下線のとおり追記しました。</p> <p>「4. C 川辺の散策ゾーン」では、「緑と水」の機能発現のための要素として、「水辺に近付くことができる親水空間」を考えております。 (8 頁参照)</p>

16	<p>園整備に合わせた石神井川の再整備についても検討された。</p> <p>(4) P.9「D 人々を繋げ歴史を伝える文化ゾーン」について、多くの区民・都民が遊園地「としまえん」のレガシーを活かすことを要望していることを踏まえた内容となるよう検討されたい。「練馬城跡の歴史エリア」は、「練馬城跡と遊園地としまえんの歴史エリア」に、「練馬城址豊島園」開設の歴史は、「練馬城址豊島園」と遊園地「としまえん」開設の歴史を加えられたい。カルーセルエルドラドやプールは、特に区民・都民の要望が多いことに留意されたい。</p>	<p>ご意見も参考に、今後、貴区や河川担当部署と調整しながら、検討してまいります。</p> <p>「練馬城跡の歴史エリア」は、城跡として文化財指定されており、城跡の景勝地を生かした「練馬城址豊島園」開設の歴史を伝えるエリアとして設定しております。</p> <p>遊園地「としまえん」の歴史を伝える施設（案）として、以下のとおり加筆・修正を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7頁「4. B エントランス交流ゾーン」の【ゾーンを特徴づける施設（案）】「4 管理所・案内所」において、「城跡、<u>「練馬城址豊島園」</u>、<u>「としまえん」</u>の歴史や緑豊かな自然環境を伝え、災害時には情報提供の場として機能」と下線のとおり修正しました。 ・9頁「4. D 人々を繋げ歴史を伝える文化ゾーン」の【ゾーンを特徴づける施設（案）】「1 草地広場」において、「一部には<u>「としまえん」</u>の記憶を伝える遊具広場を整備」と下線のとおり修正しました。 <p>本公園では、多くの利用者が自由に活動できるよう、利用形態や季節、時間等が限定される施設を設けることを予定しておらず、また、防災機能の向上の観点からDゾーンにおいてまとまった広場空間を確保することとしているため、プールの存続や新規整備の予定はありません。</p> <p>コンセプトの一つに「豊かな緑と川のせせらぎを感じる中で、人々が憩い、安らぐことのできる空間づくり」を設定し、DゾーンやEゾーンでは子どもが水遊びを満喫することができる流れや浅瀬等の水遊び場を計画しております。（4頁、9頁、10頁参照）</p>
----	---	---

17	<p>(5) P.10「E にぎわいアクティビティゾーン」は、スタジオツアー施設の運営終了前に、新たな整備計画を作成されたい。例示されている施設に拘らず、社会状況の変化に伴う都民ニーズ等を踏まえ、スタジオツアー施設の発揮する「にぎわい」「緑と水」「防災」等の機能を維持、向上させるよう検討されたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、9頁の「4. D 人々を繋げ歴史を伝える文化ゾーン」【機能発現のための要素】を「井戸水を生かした水辺空間」、【ゾーンを特徴づける施設(案)】を「2. 水遊び場」と下線のとおり修正し、パースを変更しました。併せて、11頁の「5. 計画平面図」のDゾーンに「D2. 水遊び場」と下線のとおり修正しました。</p> <p>また、カルーセルエルドラドについては、所有者である西武鉄道株式会社が今後活用する予定であり、本公園内に設置する予定はありません。</p> <p>都民ニーズや技術革新の動向等を踏まえながら、施設の整備箇所や内容について、具体的に検討してまいります。</p>
18	<p>【計画平面図について】</p> <p>・「計画平面図」の歩行者出入口等は、今後、近隣住民や区と調整の上、整備する旨を注記されたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、5頁の「4. ゾーニング」、11頁の「5. 計画平面図【最終段階(全面開園)・イメージ】」、12頁の「5. 計画平面図【最終段階(全面開園)・広域防災拠点としての機能・イメージ】」、15頁の「6. 段階的な公園整備の概略」に「※出入口や施設等の配置、規模等の詳細は、今後検討していきます。」と下線のとおり追記しました。</p>

【段階的公園整備の概略について】		
19	(1) P.12「段階的な公園整備の概略」に、スタジオツアー施設が覚書に基づき公園と一体的に「整備計画に定める機能の一翼を担う」ことを追記されたい。	ご意見を踏まえ、貴区と協力しながら事業者と調整してまいります。
20	(2) P.13、14「段階的な公園整備の概略」に、Dゾーンの整備スケジュールを詳細に記載されたい。また、当初開園に合わせ、来園者用の自動車および自転車駐車場が整備されることを明らかにされたい。	今後の施設整備箇所や内容の検討を踏まえ、整備スケジュールを決めてまいります。 一般利用者を対象とする自動車駐車場については、当初開園に合わせた整備は想定しておりません。自転車駐車場については、今後の整備の参考とさせていただきます。
21	(3) 整備工事着手までの今後の具体的な進め方とスケジュールを明らかにし、整備計画に記載されたい。	令和3年度は答申後に整備計画を策定し、事業認可の取得を目指すとともに、既存施設の撤去及び公園施設の設計に着手する予定としております。今後、貴区や関係部署と調整しながら、具体的な進め方とスケジュールを決めてまいります。
22	(4) 各ゾーンの設計段階において、地域住民をはじめ区民・都民の意見聴取の機会を設けることを記載されたい。	今後の施設整備箇所や内容の検討を踏まえ、工事説明会等、地域の方々に説明する機会を設けてまいります。
23	(5) 公園の名称は公募等を実施し、区民・都民の意見を踏まえて決定することを記載されたい。	貴区と事前の意見交換を行い、ご意見を伺った上で名称を決定してまいります。

<p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>29</p>	<p>【その他】</p> <p>(1) 都区で意見や情報の交換を行う機会を十分確保できるよう、引き続き情報連絡会を開催されたい。事業化の段階に合わせて、道路、河川、防災等の部局も構成員に加えられたい。</p> <p>(2) 今後の設計段階において、近隣への住環境に十分に配慮されたい。以下は、以下の項目等をはじめとして区と十分に協議し調整されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Aゾーンの花畑は、花をテーマにした区立公園（平成つつじ公園、四季の香ローズガーデン等）と相乗効果が発揮できるよう整備されたい。 ・ 遊園地としまえんの名所である「あじさい園」を、スタジオツアー施設の運営終了後も、引き続き保全されたい。 ・ 災害時給水ステーション（給水所、給水槽）や井戸水等を災害時に活用できる施設、設備を整備されたい。 ・ 区が行う避難者への対応および近隣住民等による防災訓練を円滑に行うため、防災備蓄倉庫を整備されたい。 ・ 飲食施設等は帰宅困難者対策機能も発揮できる施設として整備されたい。 	<p>引き続き情報連絡会等の場において、意見交換を行ってまいります。また、必要に応じて庁内関係部署と調整してまいります。</p> <p>ご意見も踏まえ、今後、貴区と調整しながら検討してまいります。</p> <p>スタジオツアー施設の運営終了後、都立公園として整備するにあたり、できる限り既存の樹木は保全する方向で検討いたします。</p> <p>具体的な施設、機能については、今後の基本設計等において、貴区や関係部署と調整しながら、検討してまいります。</p> <p>東京都地域防災計画に示された役割分担に基づき、都立公園においては、区、市、町から設置の申請に基づき、設置許可をしております。</p> <p>ご意見を踏まえ、6頁の「4. A 花のふれあいゾーン」の「交流拠点」、7頁の「4. B エントランス交流ゾーン」の「飲食施設」、8頁の「4. C 川辺の散策ゾーン」の「休憩・飲食施設」に防災施設として機能する旨を追記いたしました。</p> <p>また、12頁の「計画平面図【最終段階（全面開園）・広域防災拠点としての機能・イメージ】」を追加し、「公園の必要となる箇所に防災施</p>
---	--	--

		<p>設を整備（管理所や飲食施設は防災施設としても機能）」と記載しました。</p> <p>12 頁の「計画平面図【最終段階（全面開園）・広域防災拠点としての機能・イメージ】」を追加し、「公園の必要となる箇所に防災施設を整備（防災用照明、震災対応トイレ等）」と記載しました。</p> <p>その他、具体的な導入施設については、今後、基本設計等において、貴区や関係部署と調整しながら、避難場所としての機能の向上を図ってまいります。</p>
30	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所としての機能を果たすため、ソーラー発電の公園灯、防災トイレ、かまどベンチ等を整備されたい。 	<p>12 頁の「計画平面図【最終段階（全面開園）・広域防災拠点としての機能・イメージ】」を追加し、「公園の必要となる箇所に防災施設を整備（防災用照明、震災対応トイレ等）」と記載しました。</p> <p>その他、具体的な導入施設については、今後、基本設計等において、貴区や関係部署と調整しながら、避難場所としての機能の向上を図ってまいります。</p>
31	<ul style="list-style-type: none"> 消防水利充足のため、AゾーンおよびBゾーンに 40 m³以上、Dゾーンに 100 m³以上の防火水槽を設置されたい。また、消防車両が石神井川から給水できるように公園入口から川に架かる橋梁に至るまでの動線を確保されたい。 	<p>ご意見も踏まえ、今後、貴区や関係部署と調整してまいります。動線については、消防車両を含めた緊急車両の出入口及び主要動線を、5 頁の「4. ゾーニング」に記載があるほか、12 頁の「計画平面図【最終段階（全面開園）・広域防災拠点としての機能・イメージ】」を追加し、「【緊急車両出入口の整備】」を記載しました。</p>
32	<ul style="list-style-type: none"> 区が防災無線放送塔を設置するためのスペースを確保されたい。 	<p>都立公園においては、区、市、町から設置の申請に基づき、占用許可をしております。今後、基本設計等において、貴区と調整してまいります。</p>
33	<ul style="list-style-type: none"> 大規模イベントや地域の交流活動の場となり、災害時の仮設住宅や仮設病棟等を設置できるオープンスペースとなるよう考慮されたい。 	<p>本計画では、4 頁の「人々が集い交流を生む空間づくり」や「まとまった広場空間を確保し防災機能を早期発現」をコンセプトとしており、11 頁の計画平面図にも示しているように、オープンスペースを確保する整備を考えております。また、12 頁の「計画平面図【最終段階（全面開園）・広域防災拠点としての機能・イメージ】」を追加し、「【活</p>

34	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故等を発生させないため、道路への飛び出しの抑制や路上駐車抑制等公園周辺の安全対策、駐車場混雑による道路渋滞を抑制する対策を講じられたい。 	<p>動拠点となる広場】や【避難場所となるエリア】を記載しました。今後、基本設計等において、貴区や関係機関と調整しながら、検討してまいります。</p> <p>ご意見も踏まえ、今後、貴区や関係機関と調整しながら、検討してまいります。</p>
35	<ul style="list-style-type: none"> ・公園外周部にある区道の拡幅整備および歩行者空間の整備をされたい。 	<p>貴区の要望を踏まえ、本計画では「区域外周部には、地形や周囲の状況等を考慮しながら、快適な利用のための園路」を設けることとしています。(5頁参照) 今後、基本設計等において、貴区や関係機関と調整しながら検討してまいります。</p>
36	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物等の撤去、設計、工事着手等の節目ごとに、近隣住民へ丁寧な説明や周知を行われたい。 	<p>今後の施設整備箇所や内容の検討を踏まえ、工事説明会等、地域の方々に説明する機会を設けてまいります。</p>
37	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中は交通安全の確保、騒音や振動の低減等、住環境への十分な配慮をされたい。 	<p>ご意見を踏まえ、進めてまいります。</p>
38	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路補助第133号線沿道のまちづくりおよび豊島園駅前の整備等に協力されたい。 	<p>今後、貴区や関係機関と調整しながら検討してまいります。</p>